

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める意見書

昭和54年(1979年)、国連においてあらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約が採択された。日本は昭和60年(1985年)、この条約に批准した。本条約により雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法ほか法整備は少しずつ進んできたことは周知のとおりである。しかし、ハラメントやDV、性暴力、賃金格差など女性差別は依然として解消されていない。

日本がまだ批准していない女性差別撤廃条約選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、本条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本においても選択議定書を批准することで、性別による不平等の解消につながることを期待される。

国会においては参議院で、選択議定書の批准を求める請願が採択されており、令和2年12月閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」の中で、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

よって、国においては、日本が男女平等社会を実現し、国民一人一人の幸福を高め、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、選択議定書の批准に向けた環境整備を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

静岡県富士市議会